

地域再生計画（案）

1 地域再生計画の名称

農工商連携による雇用の創出と緑あふれる健康まちづくり

2 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県本巣郡北方町

3 地域再生計画の区域

岐阜県本巣郡北方町高屋・柱本地内（市街化調整区域・農業振興地域）

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状と課題

（地域の概要）

町は、濃尾平野の北に位置し、東は岐阜市、北西は本巣市、南は瑞穂市に隣接している。

町域は、東西 1.85km、南北 4.2km、行政面積は 5.17k m²と岐阜県内の市町村の中で面積が最も小さく、人口密度が最も高い町であり、名古屋、岐阜都市圏とつながりを持つ住宅都市である。

町全域の海拔は、9mから 17mの丘陵地や山地がない平坦な地形で、町内を南北に流れる一級河川糸貫川・天王川や岐阜市を流れる長良川が、豊かな地下水を涵養する、水が豊かで住環境が整った町である。

町は平安時代より門前町として形成され、明治時代旧本巣郡の郡都として西美濃北西地域一帯の中心市街地として周辺のまちから人々や物資が集まり商都として発展した。

昭和 40 年代から、町は平坦な地形であることや岐阜・名古屋の通勤圏など立地条件を活かし、都市計画道路や土地区画整理事業の面的整備を促進し、住宅都市として発展してきた。平成 26 年度時点の都市基盤整備状況は、上水道整備率は 100%、下水道整備率は 96%、都市計画道路整備率は 93%、土地区画整理事業の整備率は 90%に達する。これらの都市基盤整備により、良好な住宅地、沿道商業地など利便性の高い市街地を形成している。

地域再生計画の対象区域は、北方町南東部の高屋・柱本地区を中心とした市街化調整区域及び農業振興地域で約 82ha であり、その内、農用地が市街化調整区域の約 67%を占めている。農作物は米を中心に生産されており、農用地を 3 ブロックに分け、ブロックローテーションにより、1 ブロックでは麦が作付されている。

近年、町の農業分野では、農業産出額の低下や農業従事者の高齢化、担い手不足など農業の衰退が深刻な課題となっている。そのため、北方町都市計画マスタープラン（平成 27 年 6 月改定）では、今後の少子高齢化社会などの社会情勢に対応したまちづくりが推進できるよう、計画対象区域の農業振興地域は農用地以外にも土地利用を検討する地域と位置付けられている。

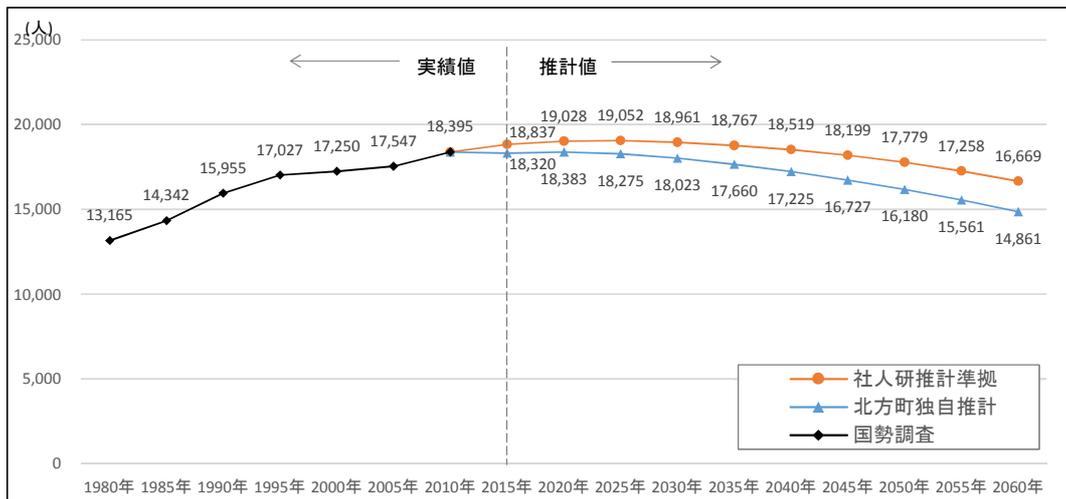
(人口動態)

町の人口は、昭和40年代から進められた都市計画道路や土地区画整理事業の面的整備の促進により、昭和55年（1980年）から平成22年（2010年）までの30年間で約1.4倍の18,395人まで人口が増加し、住宅都市として発展してきた。しかし、その後の人口は横ばい状況が続いていたが、平成26年より微減に転じており、これまで進めてきたまちづくり政策の過渡期にあることを示している。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計によれば、今後、2025年を増加のピークとしてその後は徐々に減少し、2060年には16,669人になると推計されている。しかし、本町の北方町独自推計^{※1}では、国の推計値よりも早い2010年にすでに増加のピークを迎え、2060年には14,861人となり、国の推計より早く人口減少が進むと予測されている。更に、人口減少と少子高齢化の進行により、年少人口と生産年齢人口の減少が予測されており、このような人口動態に対応した新たなまちづくり政策が必要となっている。

※1 北方町独自推計：平成27年8月31日現在の人口18,319人を考慮するとともに、現在の出生率を維持し、かつ社会増減を0として推計。

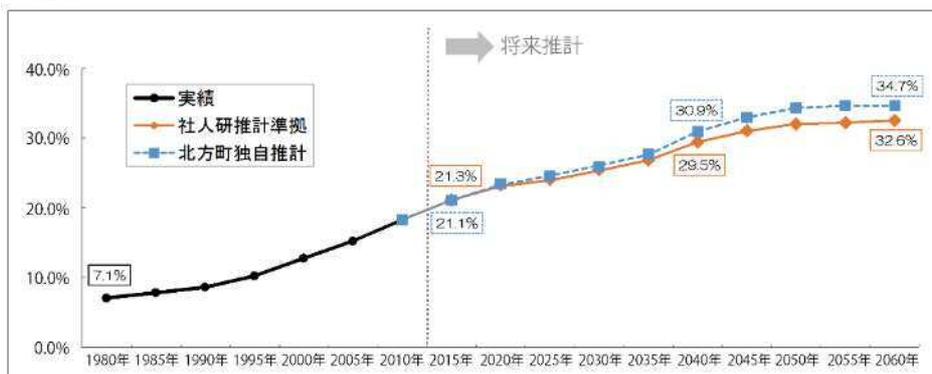
■総人口の推移



実績値/国勢調査
推計値/社人研推計及び北方町独自推計を根拠

本町の高齢化率は、1980年から2015年までの35年間で、約14%増加しており、社人研の推計によれば、将来的にも増加していくことが見込まれ、2060年には32.6%まで上昇するが、本町の独自推計では、2060年には34.7%と国の推計を上回る予測となっている。

■高齢化率の推移

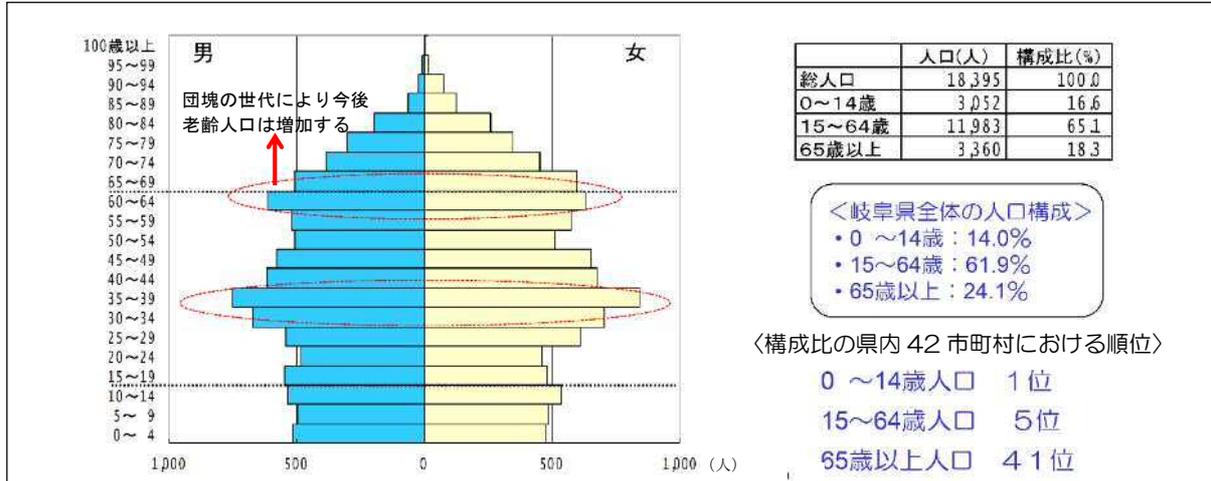


実績値/国勢調査
推計値/社人研推計及び北方町独自推計を根拠

(年齢3区分別人口の推移)

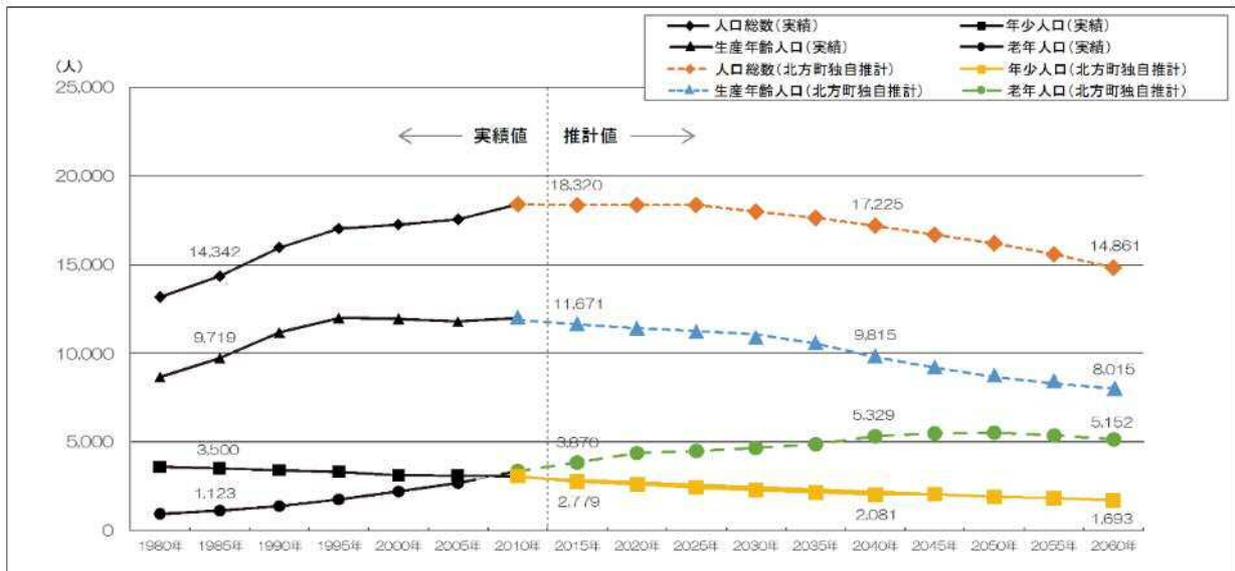
年齢3区分別の人口構成をみると、平成22年では年少人口割合は16.6%と県内42市町村のうち1位、生産年齢人口は65.1%と県内5位、高齢人口割合は18.3%と県内41位となっている。30代の人口に厚みがあり、現在は比較的若い年齢構成となっているものの、団塊世代である60～64歳の人口が多く、今後65歳以上の人口が増加していく。

■平成22年人口ピラミッド



資料：平成22年国勢調査

■年齢3区分別人口の推移（北方町独自推計）



実績値/国勢調査
推計値/北方町独自推計を根拠

(社会動態)

社会動態については、転入者より転出者が多い転出超過となっており、男女別・年齢階級別で見ると、20～40歳代の次世代のまちづくりを担う若者の動きが大きく、特に男性の25～29歳の転出数が最も多くなっている。転出理由は職業上の理由が最も多く、若い世代が職業を求めて転出していることがうかがえる。

また、本町の持ち家比率については、平成22年国勢調査によると54.6%となっており、県内41位と極めて低く、賃貸住宅の比率の高さが転出を容易にしている一因と推測される。

(就業率)

本町の勤務地別15歳以上の就業者数をみると、平成22年国勢調査では、町内での就業率は26.7%となっている。本町における約7割の就業者が他市町村および他県で就業しており、岐阜市での就業率が30.9%と最も多く、町内就業率26.7%より多いという現状となっている。

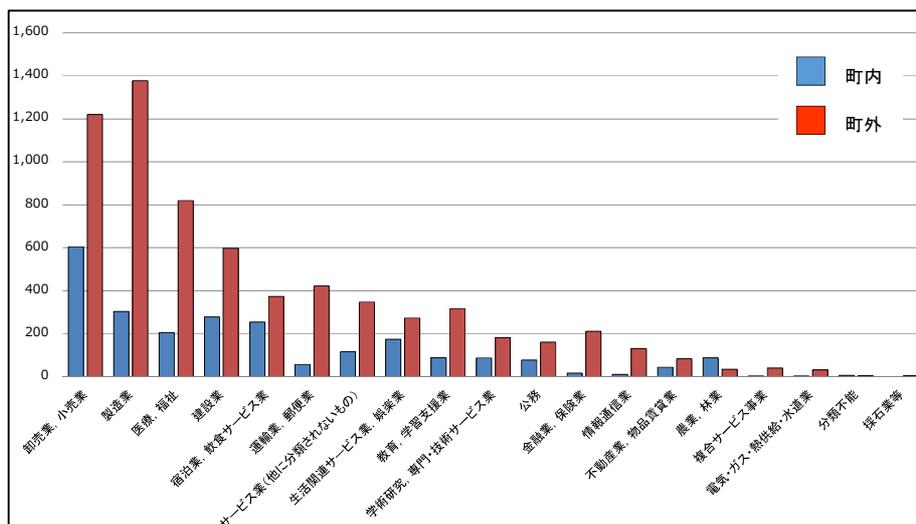
県内で自市町村での就業率が30%を切っているのは、本町のみであり、これは長年、住宅都市として発展してきた町の現れである。

(産業)

本町の産業は町内総生産の経済活動別構成比(平成24年度岐阜県の市町村民経済計算)によると、第1次産業が0.4%、第2次産業が10.5%、第3次産業が89.0%となっており、第3次産業の比重が大きい産業構造となっている。また、産業別の従業者数(平成24年経済センサス活動調査)は卸売・小売業が28.9%、飲食サービス業等のサービス業が48.5%と全体の77.4%を占めている。産業別従業者数の特化係数についても、全国に比べて卸売・小売業、飲食サービス業の特化係数が高くなっている。

また、町民の就業産業を見ると、町内と町外就業者の比率は26.7%と73.3%であり、町外就業者は製造業及び医療福祉で8割以上を占めている。このことから町内には、町民の就業者に対し、受け皿となる産業が不足しているといえる。

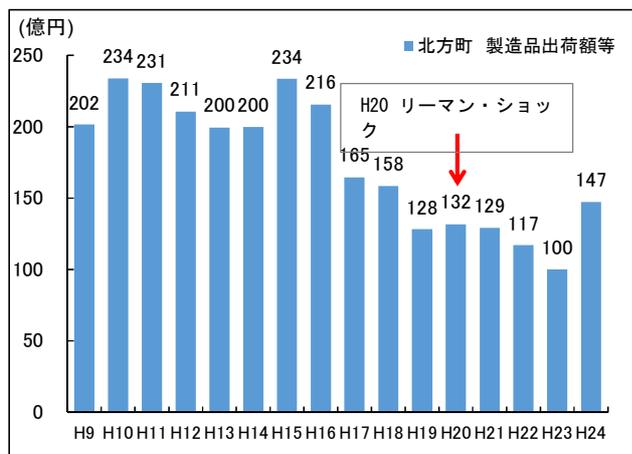
■北方町民の就業産業



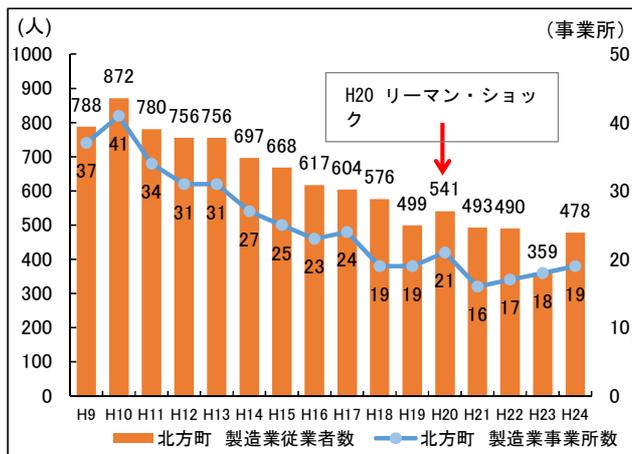
町の産業力は、年々低下しており、平成 24 年の製造品出荷額は 147 億円とピーク時の平成 10 年から 62.3%に、平成 19 年の商品販売額は 289 億円とピーク時の 63.0%に減少している。また、事業所・従業者数についても商工産業ともに減少傾向にある。製造業についてはリーマン・ショック（平成 20 年）の影響を受け、好転を示していた平成 20 年から一転し、平成 21 年～平成 23 年にかけて再び減少し、以後は作業の機械化による雇用の減少など規模の縮小傾向にある。平成 24 年では 19 事業体、478 人の従業者数であり、ピーク時の平成 10 年に対して、事業所数は 46.3%、従業者数は 54.8%にまで減少している。このような商工産業の規模の縮小は、都市の求心力の目安となる昼間人口にも影響を及ぼし、平成 22 年は 14,653 人と昼夜間人口比率の 79.7%まで減少している。

■北方町の工業

製造品出荷額の推移



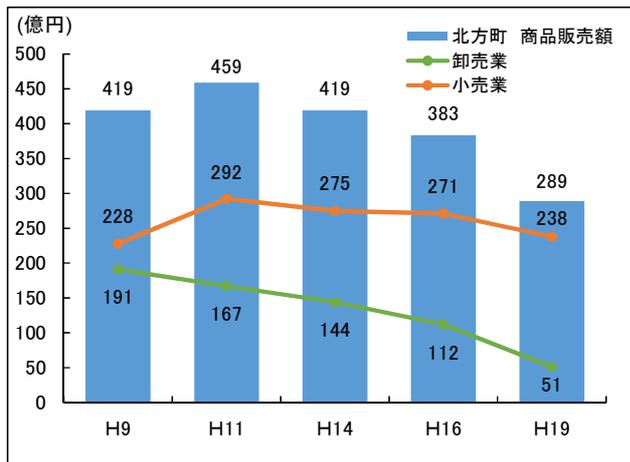
事業所数・従業者数の推移



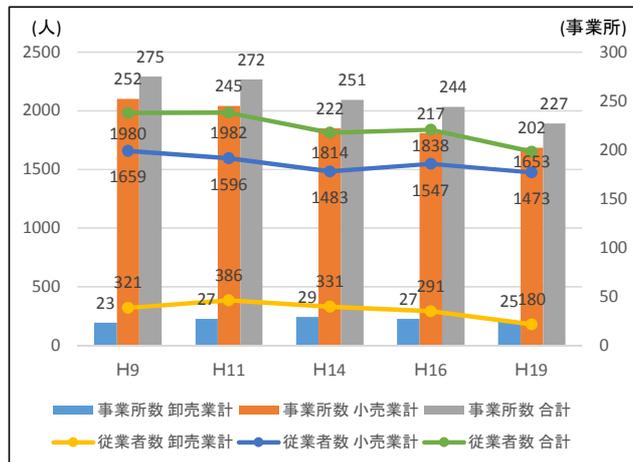
資料：経済産業省「工業統計」、H23のみ総務省「経済センサス活動調査」

■北方町の商業

商品販売額の推移



事業所数・従業者数の推移



資料：商業統計調査

■北方町の昼夜間人口

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
昼間人口 (人)	13,686	14,285	15,090	14,591	14,653
夜間人口 (人)	15,950	17,027	17,250	17,547	18,395
昼夜間人口比率	85.81	83.9	87.48	83.15	79.66

資料：国勢調査

(農業)

地域再生計画対象区域の農業振興地域内の農用地面積は約 55ha で、市街化調整区域の約 67% を占めている。農用地は水田 52.2ha、普通畑 2.0ha、樹園地 1.0ha に利用され、農作物は米麦が中心に生産されている。本地域の農業は個人営農の小規模土地利用型農業が多く、大規模経営体や営農組織の育成が進んでいないため、農業者、担い手の耕作地は点在している状況となっている。

本町の農業産出額は平成 7 年の 4.4 億円から平成 17 年には 2.3 億円と 52.2% に減少しており、主要生産物である米価の下落、若者の農業離れや農業従事者の高齢化等による担い手の不足など、近年の農業を取り巻く環境はきわめて厳しい状況となっている。

(地域を取り巻く環境)

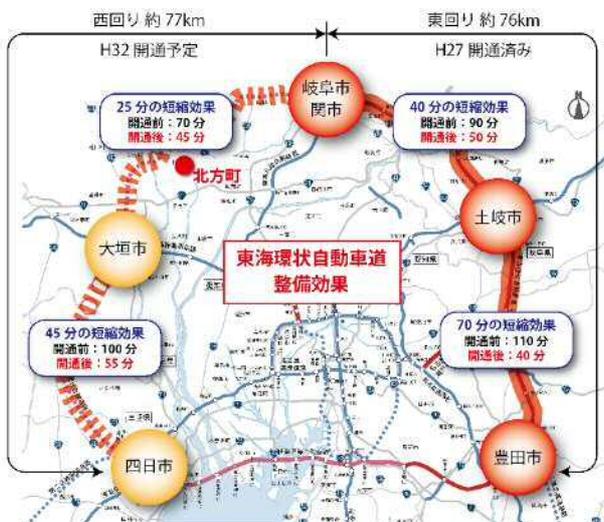
本町の位置する中部圏は、ものづくり産業が盛んな地域であり、国内総生産（平成 20 年）は首都圏に次ぐ第 2 位、製造品出荷額（平成 21 年）は全国の約 31% を占め、首都圏をしのいで第 1 位となっている。中部圏におけるものづくり産業は、この約 50 年の間に名古屋市を中心に半径 40km 圏域に集積している。

現在、中部圏の放射状道路ネットワークである東海環状自動車道の整備が進められており、全線供用開始後は愛知県・三重県・岐阜県内の移動所要時間は大幅に短縮し、沿線地域の地域産業や観光産業など、東海 3 県の広域交流の活性化に大いに寄与するものとされている。

本町は東海環状自動車道西回りルートにおける（仮称）大野神戸 IC や（仮称）糸貫 IC の 5km 圏域に位置しており、東海環状自動車道西回りルートが開設されれば、名古屋都市圏へ約 1 時間 30 分要していた自動車による移動時間が約 30 分短縮されるなど、町においても名古屋大都市圏を視野に入れた広域的な物流による産業振興や交流人口の活性化などを促進する機運となっている。

また、本計画区域は、岐阜圏域と西濃圏域を結ぶ主要幹線である（主）岐阜関ヶ原線沿いであり、東海環状自動車道へのアクセス道路として 4 車線化もされており、広域交流時代におけるまちづくりに最も適した場所である。

■東海環状自動車道西回り整備



資料：国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

■東海環状自動車道と町の位置関係



4-2 計画の目標

地域再生計画対象区域を町南東部の市街化調整区域の農業振興地域とする。

農工商の産業基盤整備と産業連携強化による産業振興により、雇用の場の創出と地域経済の好循環及び活性化を図り、持続可能な活力あるまちづくりを推進するとともに、住民が健康で快適に暮らせる健康まちづくりを促進する。

(1) 農業振興エリアの目標

農業者が、魅力あふれる都市近郊農業の営農が行えるように、経営基盤の強化・拡大と新たな担い手の確保・育成による農業振興を促進する。

(2) 企業誘致エリアの目標

地域経済活性化の場と新しい雇用の場を創出するため、本町が持つ地の利を活かし、新たな企業誘致を推進する。

(3) 広域交流拠点エリアの目標

「健康・福祉・農業と人をつなぐ食」の3つのテーマによる機能複合エリアとして、地域の住民や広域からの人々が集い、楽しみ、賑わいのある新たな魅力あふれる活力の場を創出し、地域経済の好循環と活性化を促進する。

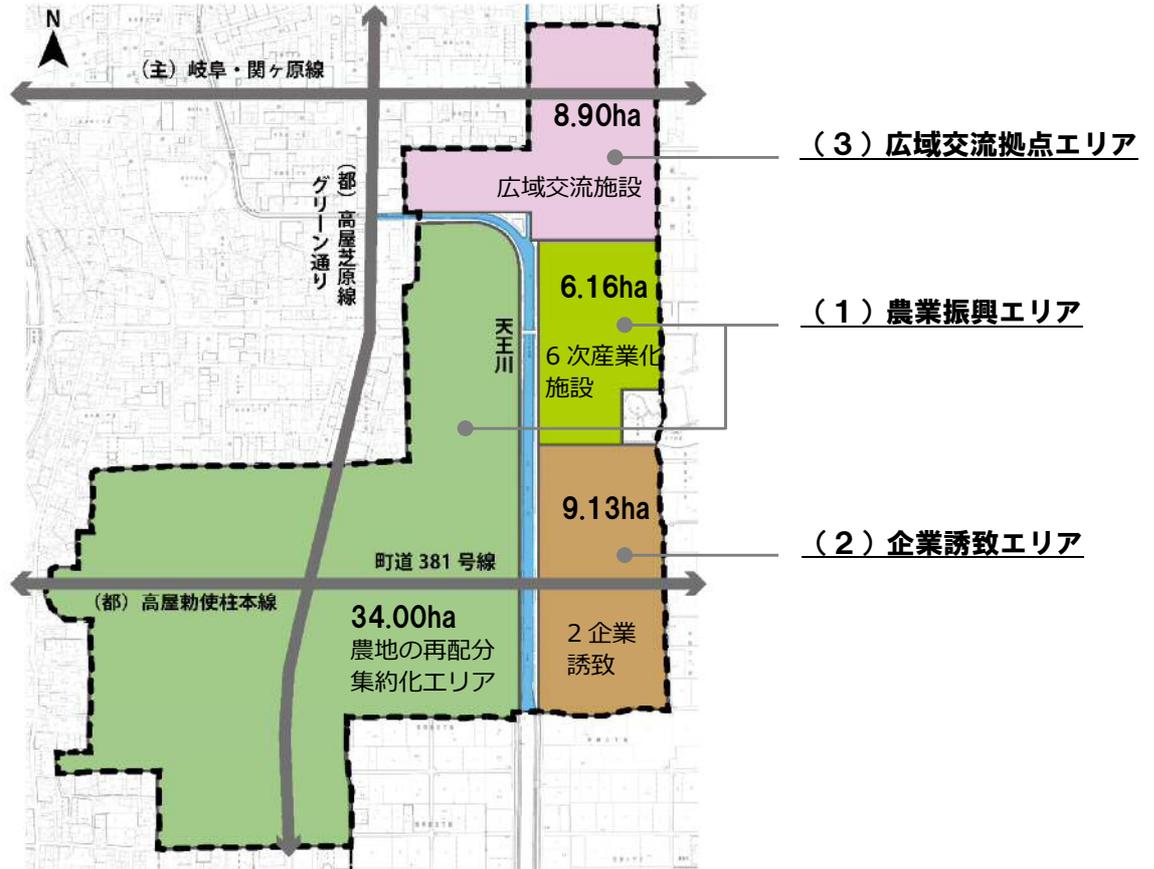
1. 「健康・福祉」

住民が心身ともに健康で長くまちづくりに携われるように、歩くことでの健康増進と包括的な健康サポートにより楽しく健康づくりができる場を創出し、持続可能な活力あるまちづくりを促進する。

2. 「農業と人をつなぐ食」

農業と人をつなぐ食をテーマに、健康、福祉、医療分野と情報分野が連携し、農産物の魅力を最大限に引き出した新たな需要創出の取り組みにより、広域交流を促進し地域経済の好循環と活性化を促進する。

■地域再生計画区域エリア説明図



以上の(1)～(3)を町の地域再生計画とし、目標値を以下のように設定する。

		事業内容	平成32年度 最終目標値
目標1			
新規雇用者数の増加(人)	企業誘致エリア	輸送用機械器具製造業を想定 2企業	60
	広域交流拠点エリア		120
	農業振興エリア	農業従事者	2
	合計		182
目標2			
年間利用者数の増加(万人)	広域交流拠点エリア		50
	合計		50
目標3			
産業生産額の増加(万円)	農業産出額		30,000
	製造品出荷額(輸送用機械器具製造業を想定 2企業)		600,000
	商品販売額(広域交流拠点エリア)		30,000
	合計		660,000
目標4			
6次産業化の促進	協議会の立上げ		1協議会
	新商品開発に取り組む事業体数		1事業体
	流通経路の確保		2経路

地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

地域再生計画区域では、以下（１）～（３）のエリア事業をおこなう。

（１）～（３）の各種事業に合わせ、道整備交付金を活用し、町道の整備を一体的に行うことにより、既存の県道やその他の道路との広域交通ネットワークを整備・充実させ、産業振興及び物流の効率化を図るものとする。また、広域交流拠点エリア事業に合わせ、污水处理施設整備交付金を活用し合併処理浄化槽（市町村設置型）を設置し、産業排水の適正処理をすることで、地域の環境保全を図るものとする。

営農者の経営基盤の強化・拡大と新たな担い手の育成が行える新たな農業システム構築に向けて、6次産業化ネットワーク協議会を設置し、農用地の集約・集積・新規担い手の確保・農産物の生産計画や農産物消費拡大などの農業振興政策の策定と農業振興政策の促進を図るものとする。

また、農工商産業の産業基盤整備と産業連携強化（6次産業化ネットワーク構築）による産業振興により、新たな雇用の場の創出と地域経済の好循環及び活性化を図り、高齢化社会に備えて住民が健康で快適に暮らせる健康まちづくり（健康寿命の延長）を促進するために、より一層効果を高める事業を併せておこなう。

（１）農業振興エリアの事業

農業経営基盤の強化・拡大と新たな担い手の確保・育成による農業振興事業をおこなう。

1. 農用地の再配分・集約により、農作業の合理化と新たな担い手の就農促進事業をおこなう。
2. 農産物の消費拡大を見込める農業の6次産業化を促進するため、付加価値を高めた商品開発や販売網の拡大・強化、新規開拓支援等を包括する農業6次産業化ネットワーク構築事業をおこなう。

（２）企業誘致エリアの事業

地域経済活性化の場と新しい雇用の場を創出するため、本町が持つ地の利を活かし、新たな企業誘致の推進を図る事業をおこなう。

1. 企業用地の確保及び町道整備などの面的な基盤整備事業をおこなう。

（３）広域交流拠点エリアの事業

「健康・福祉・農業と人をつなぐ食」の3つのテーマによる複合施設の整備により、住民や広域からの人々が集い、楽しみ、賑わいのある新たな魅力あふれる活力の場を創出し、地域経済の好循環と活性化を促進する事業をおこなう。

1. 広域交流拠点エリアの町道整備、污水处理施設整備など基盤整備事業をおこなう。
2. 広域交流施設、健康施設、交流商業施設、スポーツ・アウトドア施設などで、公共サービスを提供する。
3. 広域交流拠点の施設整備は、消費者ニーズに応じた質の高い公共サービスを提供するため、民間活力による建設、維持管理、運営としPFI事業の導入事業を検討する。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号および名称

道整備交付金【A3001】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・町道 道路法に規定する町道に認定済み。()内は認定年月日

町道 13号線 (昭和62年12月17日)

町道 296号線 (昭和63年3月22日)

町道 344号線 (昭和63年3月22日)

町道 366号線 (昭和63年3月22日)

町道 375号線 (昭和63年3月22日)

町道 377号線 (昭和63年3月22日)

町道A号線 (仮称) (平成29年9月30日) ※認定予定

【事業主体及び事業区域】

- ・北方町

【施設の種類】

- ・町道

【事業期間】

- ・町道 平成28年度～平成32年度

【整備量及び事業費】

- ・町道 L=2.7km C=770,800千円

汚水処理施設整備交付金【A3002】

【事業主体】

- ・北方町

【施設の種類】

- ・合併処理浄化槽 (市町村設置型)

【事業期間】

- ・合併処理浄化槽 (市町村設置型) 平成29年度～平成32年度

【整備量及び事業費】

- ・合併処理浄化槽 (市町村設置型) 設置数 N=2基 (広域交流拠点エリア) C=210,000千円

5-4 その他の事業

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

(1) 支援措置の番号および名称

実践型地域雇用創造事業【B0906】

農工商エリアの産業の創出に合わせ、農業については付加価値の高い農産物への転換を促進し、

農業産出額及び農業所得の向上を図るために、町の特産農産物の開発を行うものとしている。

農業振興政策は農業を支える多様な担い手づくりを基本とするほか、6次産業化を推進するアグリ新産業を農業振興政策の一環と位置付けている。これらの農業振興による農業の活性化をより一層高めるものとして、雇用拡大や就業機会の増大に結びつけるため実践的セミナーを行い、地域の特産農産物の開発などの農産物の付加価値化、農業の6次産業化分野における人材を育成し、農工商連携による産業の活性化を促進する。

【事業主体】

- ・北方町農業振興協議会（構成員：北方町、地域関連企業、農業従事者等）

【事業の内容とスケジュール】

I. 雇用拡大メニュー

①農業振興6次産業化セミナー

1. 事業内容

事業主を対象に地域6次産業化等についての概要や事例研究、事業化の手法などを学ぶセミナーを実施し、事業化による業務拡大を促進することで雇用の拡大を図る。

2. 事業実施期間

平成28年度

3. 事業実施主体

北方町農業振興協議会

②実践メニュー開発商品説明会

1. 事業内容

事業主や創業予定者等を対象に実践メニューで開発された製品の製造技術やツアープログラムの開発手法等を公開し伝授するとともに、これを活用したオリジナル商品などの製造に向けて支援、助言を行う。

2. 事業実施期間

平成28年度

3. 事業実施主体

北方町農業振興協議会

II. 人材育成メニュー

①農業振興6次産業化実践者セミナー

1. 事業内容

6次産業化による事業化を促進することで地域求職者の就業や雇用機会の拡大を図るため、農産物の付加価値向上策、視察研修、事業化の手法、経営方式、販売ルートの構築、事業化の方法などを学ぶ。

2. 事業実施期間

平成29年度～平成30年度

3. 事業実施主体

北方町農業振興協議会

②食品加工力強化セミナー

1. 事業内容

6次産業化における2次産業に関わる分野では、商品開発から衛生管理まで食品加工に関する全般的な知識を持った人材の養成が求められていることから地域資源を活用した商品開発の基本、技術講習、視察研修、品質管理・衛生管理、原価計算の方法、パッケージデザインの考え方などを学ぶことによって起業や就業機会の拡大を図る。

2. 事業実施期間

平成29年度～平成30年度

3. 事業実施主体

北方町農業振興協議会

③流通・販売力強化セミナー

1. 事業内容

6次産業化における3次産業に関わる分野では、地域商品を広域的・戦略的に販売できる人材の養成が求められていることから、流通業の仕組み、流通現場の視察研修、接客マナー、ディスプレイの方法、ラッピング、ネット販売の仕組み、ブランド構築の手法など全般的に学ぶことで起業や就業機会の拡大を図る。

2. 事業実施期間

平成29年度～平成30年度

3. 事業実施主体

北方町農業振興協議会

Ⅲ. 就職促進メニュー

①情報発信ホームページ開設

1. 事業内容

事業者や地域求職者などに各種セミナーの募集や実施状況を広報してセミナーに参加しやすい環境を整えるとともに、実践メニューで開発した商品を随時公開して事業者による商品化を促すことで雇用環境の拡大を図るなど、事業の効果的な運営を図るための情報発信ホームページを開設する。

2. 事業実施期間

平成29年度～平成30年度

3. 事業実施主体

北方町農業振興協議会

6次産業化ネットワーク活動交付金【B1021】

6次産業化ネットワーク活動交付金（地域タイプ）による地域ぐるみの6次産業化の取組支援を実施し、地域の農産物やアグリ新産業による新たな北方ブランド商品の開発及び6次産業化の取組の推進を図る。

【事業主体】

- ・北方町

【事業内容】

- ・農業計画の策定支援

- ・新商品開発等による材料費、成分分析費、検査費等の支援。
- ・地場食材の生産量や需要量等の調査、研修会、メニュー、加工品開発、新メニュー導入実証などの取組み支援。
- ・直売所でのインバウンド等需要向けの新商品の開発、直売所と観光事業者との販売企画の打合せなどの取組み支援。
- ・スマイルケア食の開発、配食サービス等の実証、スマイルケア食普及のためのセミナー開催などの取組み支援。

【事業期間】

- ・平成 28 年度～平成 31 年度

5-4-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 都市緑化の推進

具体的な施策	事業の概要	重要業績評価指標 KPI
緑化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗、工場等の企業敷地の緑化助成の検討 ・町税の優遇制度も検討 	店舗・工場等の緑化助成 ⇒H31 10 事業所

(2) 働く場の確保・交流拠点の整備

具体的な施策	事業の概要	重要業績評価指標 KPI
町内に新しい交流拠点を創る	<ul style="list-style-type: none"> ・交流拠点施設の整備 ・町内業者の出店助成を行う ・農林高校出店助成（商品開発費含む） ・企業誘致助成 ・固定資産税の減額を行う ・住民雇用促進助成を行う ・土地購入費の助成を検討する 	広域交流拠点の整備 ⇒H31：目標 新規企業誘致 ⇒H31：1 社
交流拠点等の開発促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・交流拠点等の開発促進事業 ・大規模住宅開発の際、貯水槽の設置が必要となる場合等に、事業費の助成を検討 ・地域交流の活性化のため、健康増進の施設における泉源等を整備する事業者に対し、整備費の助成を検討 ・有効な土地利用を検討するワークショップが立ち上がった際に、その運営費の助成を検討 ・大規模工場開発のため、貯水槽および沈砂池の設置が必要となる工事の助成を検討。 	新規開発を促進 ⇒H31：大規模宅地開発事業を誘致

(3) 既存する農地の有効活用

具体的な施策	事業の概要	重要業績評価指標 KPI
新たな農業ビジネスの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特色ある農作物の産地化支援 ・ 産地強化とブランド品目づくりを目指し、農業振興地域内において米麦から脱却し新規作物の導入を目指す経営体に対する支援を行う ・ 6次産業化への取り組み支援 ・ 農業者の所得向上や雇用の場の創出、さらには人の流れをまちに呼び込めるような事業を支援する ・ 農業振興地域内における6次産業化施設の誘致を行う ・ 農業者個人の小規模な食品加工施設設置支援 ・ インターネット販売等新たな販路開拓支援 ・ 開放農園の開設支援 ・ 農商工連携の推進 ・ 6次産業化や産地化支援、空き店舗対策を絡めた“まちおこし”策を検討する 	<p>ブランド野菜の作付けを目指す経営体の創設 ⇒H31：1社</p> <p>6次産業化の取り組み実績 H26：1件 ⇒H31：5件</p> <p>農商工連携地場産業の創出 ⇒H31：1事業</p>
農振農用地の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手支援 ・ 担い手への農地集積を図るとともに、米麦から産地転換を促す ・ 新規就農者総合支援 ・ 担い手の高齢化による農業等動力低下の懸念を払拭し、雇用の場・米以外の地場産業の創出を兼ねて農振農用地における若手就農者や法人参入の支援を図る 	<p>新規就農者及び法人参入実績 H26：0件 ⇒H31：2件以上</p>
岐阜関ヶ原線沿いの農振農用地の開発検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の交流拠点を整備 ・ 町内業者出店助成 ・ 農林高校出店助成（商品開発費含む） 	<p>地域住民の交流施設の整備 ⇒H31までに</p>
第1ブロック南部エリアの農振農用地の開発検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1ブロック南部エリアの農振農用地を除外 ・ 企業誘致助成 	<p>新規企業誘致 ⇒H31までに</p>

6 計画期間

認定の日から平成32年3月末まで（5年間）

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の終了後に北方町が状況を調査・評価し、結果については本町のホームページ及び町広報誌に掲載し公表する。

（目標1）新規雇用者数の増加

北方町が計画終了時点で新規雇用者数の人数を調査し評価を行う。

（目標2）年間利用者数の増加

北方町が計画終了時点で年間利用者数の人数を調査し評価を行う。

（目標3）産業生産額の増加

北方町が計画終了時点で各種事業主体より報告を受け評価を行う。

（目標4）6次産業化の促進

北方町が計画終了時点で各種事業主体より報告を受け評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

		事業内容	平成32年度 最終目標値
目標1			
新規雇用者数の増加（人）	企業誘致エリア	輸送用機械器具製造業を想定 2企業	60
	広域交流拠点エリア		120
	農業振興エリア	農業従事者	2
	合 計		182
目標2			
年間利用者数の増加（万人）	広域交流拠点エリア		50
	合 計		50
目標3			
産業生産額の増加（万円）	農業産出額		30,000
	製造品出荷額（輸送用機械器具製造業を想定 2企業）		600,000
	商品販売額（広域交流拠点エリア）		30,000
	合 計		660,000
目標4			
6次産業化の促進	協議会の立上げ		1 協議会
	新商品開発に取り組む事業体数		1 事業体
	流通経路の確保		2 経路

7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

北方町が計画終了時に本町のホームページ及び町広報誌に掲載し公表する。

8 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

9 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

10 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし